

■ケアプラン連携システム、25年度中の利用開始が要件 厚労省

- ・厚生労働省は、2024年度の補正予算を活用した「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」について25年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始することを事業所の要件とすると都道府県などに周知した。
- ・また、介護ソフトに関する要件として、最新版の「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力や取り込み機能を有しており、ケアプランデータ連携システムの活用を促進するためのサポート体制が整っていることを挙げている。
- ・この事業では、生産性向上の取り組みを通じた職場環境の改善を図る介護施設や事業所を支援。ICT機器の本体やソフトなどの導入や更新時にその費用を補助するほか、それに伴う業務改善支援や地域全体での機器の導入への補助などを行う。
- ・厚労省は都道府県などに出した6日付の通知で、支援事業での要件を明確化した。また、ケアプランデータ連携システムの構築事業としてトライアル機能を実装する方針も示した。トライアル機能は基本的に数カ月のフリーパス（無料の期間）を想定しているが、25年度に関しては1年間を予定。詳細は、近く国民健康保険中央会から公表される見通し。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1351「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について」

令和7年2月6日 厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001400251.pdf>